

新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第17号

新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例（平成20年新潟市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別表第2（わ）項」を「別表第2（か）項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。